

国会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

法律: 85/2015/QH13

国会議員及び人民評議会議員選挙法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、
国会は国会議員及び人民評議会議員選挙法を公布する。

第一章

総則

第1条 選挙の原則

国会議員及び人民評議会議員の選挙は、普通、平等、直接及び秘密投票の原則に従って進められる。

第2条 選挙権年齢及び被選挙権年齢

本法律の規定に従い、選挙日が公表される日までにベトナム社会主義共和国の公民で年齢満十八歳以上の者は、選挙権を有し、満二十一歳以上の者は、国会議員及び各級人民評議会議員の被選挙権を有する。

第3条 候補者の基準

1. 国会議員に立候補する者は、国会組織法に規定する国会議員の基準に合致しなければならない。
2. 人民評議会議員に立候補する者は、地方政権組織法に規定する人民評議会議員の基準に合致しなければならない。

第4条 選挙業務における機関・組織の責任

1. 国会は、国会議員選挙、各級人民評議会議員選挙の全国選挙日を決定し、任期中の期間における国会議員の補充選挙を決定し、かつ国家選挙評議会の設立を決定する。
2. 国家選挙評議会は、国会議員の選挙を組織し、かつ各級人民評議会議員選挙の業務を指導し、ガイドラインを示す。

3. 国会常務委員会は、選出される国会議員数を予定・割当てし、国会議員の候補者に推薦される者の構成を確定し、各級人民評議会議員の候補者に推薦される者の構成・数の割当て予定の確定についてガイドラインを示し、国会議員及び人民評議会議員選挙の監察を組織し、かつ選挙が民主的に、法律に正しく則り、安全、節約的に進められるよう確保する。
4. 政府は、各省、省同格機関、政府に属する機関、各級人民委員会に対し、法律の規定に従い選挙業務の実施を指導し、かつ経費確保のための各措置を実施し、選挙を組織するための経費の管理と使用についてガイドラインを示し、情報・宣伝・安寧・社会安全の業務及び選挙に資する他の必要な条件を確保する。
5. ベトナム祖国戦線は、国会議員及び各級人民評議会議員の候補者の選抜・推薦のための協商を組織し、かつ国会議員及び各級人民評議会議員選挙の監察に参加する。
6. 省・中央直轄市の選挙委員会¹は、地方における国会議員選挙を組織する。省・中央直轄市の選挙委員会、県・郡・市・省直轄市・中央直轄市に属する市の選挙委員会、村・区・町の選挙委員会は、相当する省級人民評議会議員、県級人民評議会議員、村級人民評議会議員の選挙を組織する²。選挙小委員会³、選挙組⁴は、本法律の規定に従い国会議員及び各級人民評議会議員の選挙業務を実施する。
7. 人民評議会常任は、自己の級の人民評議会議員の構成・数を予定する。各級の人民評議会常任及び人民委員会は、自己の任務及び権限の範囲内において、本法律とその他関連の法規範文書の規定に従い、選挙業務を監査・検査・実施する責任を有する。
8. 国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、事業単位、経済組織は、選挙実施担当組織が自己の任務及び権限を遂行するため、環境を整備する責任を有する。

第5条 選挙日

選挙日は日曜日でなければならず、選挙日の遅くとも 115 日前に公表しなければならない。

第6条 選挙を組織するための経費

国会議員及び人民評議会議員選挙を組織する経費は、国家予算により保障される。

¹ Ủy ban bầu cử

² 地方行政単位は、それぞれ、県 (Huyện)、郡 (Quận)、市 (Thị xã)、省直轄市 (Thành phố thuộc tỉnh)、中央直轄市に属する市 (Thành phố thuộc thành phố trực thuộc trung ương)、村 (Xã)、区 (Phường)、町 (Thị trấn) と訳出した。

³ Ban bầu cử

⁴ Tổ bầu cử

第二章

国会議員、人民評議会議員の構成・割当ての予定、選挙単位及び投票地域

第7条 選出される国会議員数の予定及び割当て

国会常務委員会は、以下に基づき、夫々の省・中央直轄市において選出される国会議員の数を予定し、割当てる。

1. 夫々の省・中央直轄市には当該地方に居住し、勤務する議員が少なくとも3名いる。
2. それに続く議員の数は、夫々の地方の人口及び特性に基づき計算され、選出予定国会議員の総数が500名となることを保障する。

第8条 国会議員に候補者に推薦される者の構成の予定

1. 国会常務委員会は、選出される国会議員の予定数に基づき、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会及び各政治・社会組織代表の同意を得た後、選挙日の遅くとも105日前に、国会議員の構成を予定する。政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、中央及び地方における国家機関から国会議員候補に推薦される者の数は、国会における人民の各階層の合理的な比率を保障するよう予定する。
2. 国会議員候補に推薦される少数民族の数は、国会民族評議会の提議に基づき、国会常務委員会により予定され、国会議員候補の正式名簿総数の少なくとも18%が少数民族であることを保障する。
3. 国会議員候補に推薦される女性の数は、ベトナム女性連合中央執行委員会議長団の提議に基づき、国会常務委員会により予定され、国会議員候補の正式名簿総数の少なくとも35%が女性であることを保障する。
4. 国会常務委員会から国会議員候補者に推薦される者の構成・数の割当ての予定は、国家選挙評議会、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、省・中央直轄市の選挙委員会、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付される。

第9条 人民評議会議員候補に推薦される者の構成・数の割当ての予定

地方政権組織法の規定に従い、夫々の行政単位において選出される人民評議会議員数に基づき、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会及び人民委員会の同意を得た後、選挙日の遅くとも105日前に、

1. 省・中央直轄市（以下、「省級」という。）の人民評議会常任、県、郡、市、省直轄市、中央直轄市に属する市（以下、「県級」という。）の人民評議会常任は、政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、自己の級の国家機関及び下級の各行政単位、所在の事業単

位及び経済組織から省級、県級の人民評議会議員候補に推薦される者の構成・数の割当を予定する。このうち、人民評議会議員候補者の正式名簿総数の少なくとも 35%が女性であること、及び少数民族である候補者の数が夫々の地方の具体的な事情に見合うかたちで確定されることを保障する。

2. 村、区、町（以下、「村級」という。）の人民評議会常任は、政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、自己の級の国家機関及び集落、自然村等（以下、「集落」という。）、町内会、街区等（以下、「町内会」という。）⁵、所在の事業単位、経済組織から村級人民評議会議員候補者に推薦される者の構成を予定し、数を割当る。このうち、人民評議会議員候補者の正式名簿総数の少なくとも 35%が女性であること、及び少数民族である候補者の数が夫々の地方の具体的な事情に見合うかたちで確定されることを保障する。

3. 夫々の級の人民評議会常任が推薦する人民評議会議員候補者の構成・数の割当ての予定は、国家選挙評議会、直接上級の人民評議会常任、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会・選挙委員会に送付される

第 10 条 選挙区

1. 国会議員及び人民評議会議員は、選挙区に従って選出される。

2. 省・中央直轄市は、国会議員の各選挙区に分けられる。

選挙区の数、各選挙区の名簿及び夫々の選挙区において選出される国会議員数は、人口に基づき計算され、省・中央直轄市の選挙委員会の提議に基づき、国家選挙評議会により確定され、選挙日の遅くとも 80 日前に公表される。

3. 省・中央直轄市は、省級の人民評議会議員の各選挙区に分けられる。県、郡、市、省直轄市、中央直轄市に属する市は、県級の人民評議会議員の各選挙区に分けられる。村、区、町は、村級の人民評議会議員の各選挙区に分けられる。

省級、県級、村級の人民評議会議員選挙区の数、各選挙区の名簿及び夫々の選挙区において選出される議員数は、同級の人民委員会の提議に基づき、当該級の選挙委員会により確定され、選挙日の遅くとも 80 日前に公表される。

4. 夫々の国会議員選挙区では、3名を超えて選出することができない。夫々の人民評議会議員選挙区では5名を超えて選出することができない。

第 11 条 投票地域

⁵ ベトナム語原文では、「集落」部分に、Thôn、Làng、Áp、Bản、Buôn、Phum、Sóc、「町内会」部分に、Tổ dân phố、Khu phố、Khóm と記述されている。前者は農村部、後者は都市部の小規模な住民単位を示しており、地域により表現が異なるものが羅列されている。それぞれ異なる和訳を充てるのが難しいため、ここでは大きく「集落」と「町内会」と表現した。

1. 夫々の国会議員選挙区、人民評議会選挙区は、投票地域に分けられる。国会議員選挙の投票地域は、同時に各級人民評議会議員選挙の投票地域である。
2. 夫々の投票地域には 300 名から 4,000 名の選挙人がいる。山地、僻地遠隔地、島嶼及び住民が集中していない地域では、選挙人の数が 300 名に満たない場合にも一つの投票地域を設立することができる。
3. 個別の投票地域を設立できる場合
 - a) 人民武装単位
 - b) 選挙人が 50 人以上の病院、産院、福祉センター、障害者介護施設、高齢者介護施設
 - c) 強制教育施設、強制更生施設、留置場
4. 投票地域の確定は、村級人民委員会により決定され、県級人民委員会により承認される。村、町の行政単位を有さない県については、投票地域の確定は県人民委員会により決定される。

第三章

国家選挙評議会及び地方の選挙担当組織

第 1 節

国家選挙評議会

第 12 条 国家選挙評議会の機構・組織

1. 国家選挙評議会は、国会により設立され、議長、各副議長、各委員として国会常務委員会・政府・ベトナム祖国戦線中央委員会・複数の関係機関及び組織の代表からなる 15 名から 21 名の構成員を有する。
2. 国家選挙評議会議長は、国会常務委員会の提議に基づき、国会により選任、免職される。国家選挙評議会の各副議長及び各委員は、国家選挙評議会議長の提議に基づき、国会により承認される。
3. 国家選挙評議会は、同評議会が各々の分野において任務及び権限を遂行するため、各小委員会を設立する。

第 13 条 国家選挙評議会の活動原則

国家選挙評議会は、集団制に従い活動し多数決によって決定する。各会合は、国家選挙評議会の構成員総数の少なくとも 3 分の 2 が参加するとき行われる。各決定は、過半数の構成員が賛成の表決を行うとき採択される。

国家選挙評議会は、国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会に自己の活動について報告を行う。

第14条 国家選挙評議会の一般的任務及び権限

1. 国会議員選挙の組織
2. 各級人民評議会議員選挙業務の指導及びガイドラインの提示
3. 情報・宣伝・選挙運動業務の指導
4. 選挙に際する安寧・社会秩序・安全保護業務の指導
5. 選挙に関する法律の施行について検査・監督
6. 立候補書類の様式、選挙人カードの様式、投票用紙の様式、投票所の内部規則及び選挙業務において使用されるその他文書の様式の規定

第15条 国会議員選挙の組織に際する国家選挙評議会の任務及び権限

1. 国会議員選挙区の数、各選挙区名簿、夫々の選挙区から選出される国会議員数を決定・公表する。
2. 政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、中央における国家機関から国会議員候補に推薦される者の書類を受領・検討する。省・中央直轄市の選挙委員会から送られた国会議員候補者の書類及び名簿を受領する。
3. ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会による協商実施にあたり、政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、中央における国家機関から国会議員候補に推薦される者の職務経歴書、履歴書の写し及び資産・収入公開報告書を送付する。省・中央直轄市において立候補するため、ベトナム祖国戦線中央委員会主席団による協商・推薦を受けた国会議員候補者の書類を省・中央直轄市に推薦・送付する。
4. 夫々の選挙区に従った国会議員候補者の正式名簿を作成・公表する。国会議員候補者の正式名簿にある候補者を除名する。
5. 省・中央直轄市の選挙委員会、選挙小委員会の選挙結果確定記録書を受領・検査する。全国国会議員選挙の総括記録書を作成する。
6. 国会議員の補充選挙、再選挙を決定し、又は選挙結果を取り消し、重大な法律違反のある国会議員選挙の投票地域、選挙区における再選挙日を決定する。
7. 全国国会議員選挙の結果を確認・公表し、国会議員に当選した者の資格を確認する。
8. 新时期国会に、全国選挙の総括及び選出された国会議員の資格確認の結果に関する報告書を上程する。

9. 国会議員選挙業務に対する不服申立・告訴を解決し、国会議員当選者に関連する書類及び不服申立・告訴を国会常務委員会に引き渡す。
10. 国会議員選挙の実施経費を管理・割当てる。

第 16 条 人民評議会議員選挙業務の指導、ガイドラインの提示における国家選挙評議会の任務及び権限

1. 人民評議会議員選挙に関する法律の規定の施行を指導し、ガイドラインを示す。
2. 人民評議会議員選挙を担当する各組織の活動に関するガイドラインを示す。
3. 人民評議会議員選挙の組織を検査する。
4. 人民評議会議員選挙の結果を取り消し、及び重大な法律違反のある人民評議会議員選挙の投票地域、選挙区における再選挙日を決定する。

第 17 条 国家選挙評議会議長、副議長、委員の任務及び権限

1. 国家選挙評議会議長は、国会に対し、国家選挙評議会の活動につき責任を負い、かつ以下の任務及び権限を遂行する。
 - a) 国会が国家選挙評議会の各副議長、各委員を承認するため、名簿を上程する。
 - b) 国家選挙評議会の各会合を招集・主宰する。
 - c) 国家選挙評議会の業務を領導・運営する。
 - d) 国家選挙評議会の各構成員との連絡を維持する。
 - dd) 他の機関・組織との関係において国家選挙評議会を代表する。
 - e) 国家選挙評議会により分担された他の任務及び権限を遂行する。
2. 国家選挙評議会の副議長、委員は国家選挙評議会により分担された任務及び権限を遂行し、国家選挙評議会に対し、自己の任務及び権限の遂行につき責任を負う。
3. 国家選挙評議会議長不在に際し、議長に委任された副議長の名は議長に代わり国家選挙評議会議長の任務及び権限を遂行する。

第 18 条 国家選挙評議会の業務関係

1. 国家選挙評議会は、国会議員、人民評議会議員の選挙業務に対する監査・検査につき国会常務委員会と協力する。
2. 国家選挙評議会は、国会議員候補者に関する協商・推薦、人民評議会議員候補者に関する協商・推薦のガイドライン提示及び選挙運動につき、ベトナム祖国戦線主席団と協力する。

3. 国家選挙評議会は、国会議員、人民評議会議員の選挙業務に係る経費、安寧・社会安全、他の必要な条件の保障につき政府と協力する。
4. 国家選挙評議会は、全国の各選挙担当組織に対し、国会議員、人民評議会議員の選挙業務について指導し、ガイドラインを示す。

第 19 条 国家選挙評議会の補助機関及び活動経費

1. 国家選挙評議会は、国会常務委員会により規定される補助機関を有する。
2. 国家選挙評議会は、国家選挙評議会の業務を補助するため、国家機関、政治組織、政治・社会組織の幹部、公務員を徴集する権限を有する。
3. 国家選挙評議会の活動経費は国家予算により確保される。

第 20 条 国家選挙評議会の任務終了時点

国家選挙評議会は、新期国会に全国選挙の総括報告書及び選出された国会議員の資格確認の結果を上程し、新期の国会常務委員会に国会議員選挙に関する総括記録書及び書類・資料を引き渡した後、任務を終了する。

第 2 節

地方における選挙担当組織

第 21 条 地方における各選挙担当組織

1. 省・中央直轄市の選挙委員会、県・郡・市・省直轄市・中央直轄市に属する市の選挙委員会、村・区・町の選挙委員会（以下、「選挙委員会」という。）
2. 国会議員選挙小委員会、省級人民評議会議員選挙小委員会、県級人民評議会議員選挙小委員会、村級人民評議会議員選挙小委員会（以下、「選挙小委員会」という。）
3. 選挙組

第 22 条 選挙委員会の設立、構成

1. 省級人民委員会は、遅くとも選挙日の 105 日前に、同級の人民評議会常任及びベトナム祖国戦線常任委員会の同意を得た後、国会議員選挙業務の実施及び省・中央直轄市における省級人民評議会議員選挙の組織のため、省・中央直轄市の選挙委員会（以下、「省の選挙委員会」という。）の設立を決定する。

省の選挙委員会は、委員長、各副委員長、各委員として同級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線・複数の関連機関と組織の代表である 21 名から 31 名までの構成員を有する。

省の選挙委員会の名簿は、国家選挙評議会、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会に送付されなければならない。

2. 県級人民委員会、村級人民委員会は、遅くとも選挙日の 105 日前に、同級の人民評議会常任及びベトナム祖国戦線常任委員会の同意を得た後、相当する県級・村級人民評議会議員選挙を組織するため、県・郡・市・省直轄市・中央直轄市に属する市の選挙委員会（以下、「県の選挙委員会」という。）、村・区・町の選挙委員会（以下、「村の選挙委員会」という。）の設立を決定する。

県の選挙委員会は、11 名から 15 名までの構成員を有する。村の選挙委員会は 9 名から 11 名までの構成員を有する。県、村の選挙委員会の構成員は、委員長、各副委員長、各委員として同級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線及び複数の関連機関と組織の代表からなる。

県の選挙委員会、村の選挙委員会の名簿は、直接上級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線常任委員会に送付されなければならない。

第 23 条 選挙委員会の任務及び権限

1. 国会議員選挙業務において省の選挙委員会は、以下の任務及び権限を有する。
 - a) 省・中央直轄市域の国会議員選挙区における国会議員選挙の準備・組織を指導し、国会議員選挙小委員会、選挙組による国会議員選挙に係る法律の施行を検査・監督する。
 - b) 地方における国会議員選挙の情報・宣伝・選挙運動業務の実施を指導する。
 - c) 地方における国会議員選挙に際する安寧・秩序・社会安全の保護業務の実施を指導する。
 - d) 地方における政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装部隊、国家機関、事業単位、経済組織から国会議員候補者に推薦された者の書類、及び地方において自ら国会議員に立候補した者の書類を受領・検討する。省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に対し、協商実施のため、国会議員候補者に推薦された者及び自ら立候補した者の職務経歴書、履歴書の写し及び資産・収入公開報告書を送付する。国家選挙評議会に、地方における国会議員候補者の書類及び名簿を送付する。
 - dd) 選挙区に従った国会議員候補者名簿を作成し、報告のうえ国家選挙評議会が決定する。
 - e) 選挙人名簿の作成及び掲示を指導・検査する。
 - g) 省級人民委員会から国会議員選挙に関する資料、投票用紙を受領し、選挙日の遅くとも 25 日前に国会議員選挙小委員会に配布する。

- h) 国会議員選挙小委員会、選挙組による国会議員選挙業務実施に対する不服申立・告訴、国会議員選挙小委員会、選挙組が転送した国会議員選挙に関する不服申立・告訴、及び国会議員候補者に関する不服申立・告訴を解決する。
- i) 国会議員選挙小委員会の国会議員選挙結果に関する確定記録書を受領・検査する。地方における国会議員選挙結果の確定記録書を作成する。
- k) 国家選挙評議会の提議に従い、国会議員選挙を組織し、遂行した状況について報告を行う。
- l) 国家選挙評議会に国会議員選挙の書類、結果確定記録書を送付する。
- m) 国家選挙評議会の決定に従い、国家議員の補充選挙、再選挙を組織する。
- 2. 人民評議会議員選挙の業務において、各級選挙委員会は以下の任務及び権限を有する。
 - a) 地方において自己の級の人民評議会議員選挙を組織することを指導する。人民評議会議員選挙に関する法律の施行を検査・監督する。
 - b) 自己の級の人民評議会議員選挙を組織する経費を管理・割当てる。
 - c) 地方における人民評議会議員選挙の情報・宣伝・選挙運動業務を指導する。
 - d) 地方における人民評議会議員選挙に際する安寧・秩序・社会安全の保護業務の実施を指導する。
 - dd) 自己の級の人民評議会議員の選挙区数、各選挙区名簿及び夫々の選挙区から選出される議員数を決定・公表する。
 - e) 地方における政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装部隊、国家機関、事業単位、経済組織、集落、町内会から自己の級の人民評議会議員候補者に推薦された者及び自ら立候補した者の書類を受領・検討する。同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会に対し、協商実施のため、人民評議会議員候補者に推薦された者及び自ら立候補した者の職務経歴書、履歴書の写し及び資産・収入公開報告書を送付する。
 - g) 夫々の人民評議会議員の選挙区に従った自己の級の人民評議会議員候補者の正式名簿を作成・公表する。自己の級の人民評議会議員候補者の正式名簿にある候補者を除名する。
 - h) 同級の人民委員会から人民評議会議員選挙に関する資料、投票用紙を受領し、選挙日の遅くとも 25 日前に、各選挙小委員会に配布する。
 - i) 各選挙小委員会から送付された、夫々の選挙区における自己の級の人民評議会議員選挙結果に関する確定記録書を受領・検査する。自己の級の人民評議会議員選挙に関する総括記録書を作成する。
 - k) 本法律第 79、80、81、及び 82 条の規定に従い、人民評議会議員の補充選挙、再選挙を指導する。

- l) 人民評議会議員選挙の結果を確認・公表する。人民評議会議員当選者の資格を確認する。
- m) 新期人民評議会に、人民評議会選挙の総括報告書及び選出された同級の人民評議会議員の資格の確認結果を上程する。
- n) 自己の級の人民評議会議員選挙小委員会、選挙組による人民評議会議員選挙業務の実施に対する不服申立・告訴、選挙小委員会、選挙組が転送した自己の級の人民評議会議員選挙に関する不服申立・告訴、自己の級の人民評議会議員候補者、候補者名簿の作成に関する不服申立・告訴を解決する。
- o) 新期の同級の人民評議会常任に、人民評議会選挙に関する総括記録書及び書類・資料を引き渡す。

第 24 条 選挙小委員会

1. 省級人民委員会は、遅くとも選挙日の 70 日前に、同級の人民評議会常任及びベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、夫々の国会議員選挙区において、委員長、各副委員長、各委員として同級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会及び複数の関連機関、組織の代表である 9 名から 15 名までの構成員を有する、一つの国会議員選挙小委員会の設立を決定する。

2. 省級・県級・村級の人民委員会は、遅くとも選挙日の 70 日前に、同級の人民評議会常任及びベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、自己の級の夫々の人民評議会議員選挙区において、国家機関、政治組織、政治・社会組織の代表から成る一つの人民評議会議員選挙小委員会の設立を決定する。村級人民評議会議員選挙小委員会の構成には、地方における選挙人の代表も加えられる。

省級人民評議会議員選挙小委員会は、11 名から 13 名までの構成員を有する。県級人民評議会議員選挙小委員会は、9 名から 11 名までの構成員を有する。村級人民評議会議員選挙小委員会は、7 名から 9 名までの構成員を有する。選挙小委員会は委員長、各副委員長、各委員から成る。

3. 選挙小委員会は、以下の任務及び権限を有する。

- a) 選挙区に属する各選挙組の選挙に関する法律の施行を検査・監督する。
- b) 選挙区に属する各選挙組における選挙人名簿の作成・掲示及び候補者名簿の掲示を検査・監督する。
- c) 投票所の配置及び投票所における選挙業務を指導・検査・監督する。
- d) 資料・投票用紙を受領し、選挙日の遅くとも 15 日の前に各選挙組に配布する。

- dd) 各選挙組の選挙結果記録書を受領・総括・検査し、選挙区における選挙結果確定記録書を作成する。
- e) 各選挙組の選挙業務実施に対する不服申立・告訴及び各選挙組が転送した選挙に関する不服申立・告訴を解決する。国会議員候補者に対する不服申立・告訴を受理し、省の選挙委員会に転送する。人民評議会議員候補者に対する不服申立・告訴を受理し、相当する選挙委員会に転送する。
- g) 国家選挙評議会のガイドライン・提議又は同級の選挙委員会の提議に従い、選挙の組織及び遂行の状況を報告する。
- h) 省の選挙委員会に国会議員選挙に関する書類・資料を引き渡し、同級の選挙委員会に人民評議会議員選挙に関する書類・資料を引き渡す。
- i) 補充選挙、再選挙（補充選挙、再選挙がある場合）の実施を組織する。

第 25 条 選挙組

1. 村級人民委員会は、遅くとも選挙日の 50 日前に、同級の人民評議会常任及びベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、国会議員選挙及び各級人民評議会議員選挙の業務を実施するため、夫々の投票地域に一つの選挙組の設立を決定する。選挙組は、組長、秘書、及び各組員として地方における国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、選挙人の代表から成る 11 名から 21 名までの構成員を有する。

行政単位の村、町を有さない県については、県人民委員会が同級の人民評議会常任及びベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、夫々の投票地域に、組長、秘書、及び各組員として地方における国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織及び選挙人の代表から成る 11 名から 21 名の構成員を有する、一つの選挙組の設立を決定する。

個別の投票地域とみなされる人民武装部隊は、組長、秘書及び各組員として当該人民武装部隊の司令官と軍人の代表から成る 5 名から 9 名の構成員を有する、一つの選挙組を設立できる。

人民武装部隊と地方が一つの投票地域を共有する場合、村級人民委員会は、同級の人民評議会常任・ベトナム祖国戦線委員会常任委員会及び人民武装部隊の司令官の同意を得た後、組長、秘書、及び各組員として地方における国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織の代表、選挙人の代表、当該人民武装部隊の司令官と軍人の代表から成る 11 名から 21 名の構成員を有する、一つの選挙組の設立を決定する。

2. 選挙組は、以下の任務及び権限を有する。

- a) 投票地域における選挙業務を担当する。

- b) 投票所を配置し、投票箱を準備する。
- c) 選挙小委員会から資料及び投票用紙を受領し、選挙人に選挙人カード、選挙組の押印がある投票用紙を配る。
- d) 選挙日前の10日間、選挙人に選挙日、投票の場所、投票時間を常時周知する。
- dd) 選挙に関する法律の規定及び投票所の内部規則の厳格な施行を保障する。
- e) 本条に規定する選挙組の任務及び権限の実施に対する不服申立・告訴を解決する。国会議員候補者、人民評議会候補者に対する不服申立・告訴、選挙組の解決権限に属さない他の不服申立・告訴を受理し、相当する選挙委員会に転送する。
- g) 開票作業を行い、選挙の開票結果記録書を作成し、相当する選挙小委員会に送付する。
- h) 開票作業が終了したとき、村級人民委員会に開票結果記録書及び全ての投票用紙を引き渡す。
- i) 上級の各選挙担当組織の規定に従い、選挙を組織し遂行した状況を報告する。
- k) 投票地域において、補充選挙、再選挙を実施する（補充選挙、再選挙がある場合）。

第26条 地方における選挙担当組織の活動原則

1. 地方における各選挙担当組織は、集団制に従い活動し多数決によって決定する。各会合は構成員総数の少なくとも3分の2が参加するとき行われる。決定は、過半数の構成員が賛成表決を行ったとき採択される。
2. 選挙担当組織を設立する権限を有する機関は、選挙の組織に係わる業務の実施を補助するため、国家機関、政治・社会組織、社会組織、公共事業単位の幹部・公務員・準公務員を徴集する権限を有する。

第27条 選挙担当組織への参加が認められないケース

国会議員候補者、人民評議会議員候補者は、自己の立候補した選挙区における選挙小委員会又は選挙組の構成員であってはならない。自己が立候補した選挙区における選挙小委員会又は選挙組の構成員である場合、候補者は、遅くとも候補者の正式名簿が公表される日に、当該選挙担当組織の構成員名簿から名前を削除するよう願出しなければならない。候補者が削除申請願を提出しない場合、当該選挙委員会、選挙組の設立を決定した機関は、選挙担当組織の構成員名簿から候補者を除名し、かつ代替構成員を補充する決定を行う。

第28条 地方における選挙担当組織の任務終了の時点

1. 省の選挙委員会、国会議員選挙小委員会、選挙組は、国家選挙評議会が全国国会議員選挙業務の総括及び国会議員選挙結果の公表を終了した後、国会議員選挙業務に係わる任務を終える。
2. 選挙委員会は、人民評議会議員選挙の総括報告書及び選挙に関する書類・資料を新期人民評議会第一回会合に上程した後、人民評議会議員選挙業務に係わる任務を終える。
3. 人民評議会議員選挙小委員会、選挙組は、選挙委員会が人民評議会議員選挙業務の総括及び選挙結果の公表を終了した後、人民評議会議員選挙業務に係わる任務を終える。

第四章

選挙人名簿

第 29 条 選挙人名簿の作成原則

1. 選挙権を有する全ての公民は、本法律第 30 条 1 項に規定する場合を除き、選挙人名簿に名前を記載され、選挙人カードを発行される。
2. 夫々の公民は、自己の常住する又は一時滞在の場所における一つ選挙人名簿に限り名前を記載される。
3. 一時滞在者で地方における一時滞在登録期間が 12 ヶ月未満の選挙人及び人民武装部隊の軍人である選挙人は、国会議員、省級・県級人民評議会議員を選出するため、一時滞在場所又は駐屯地の選挙人名簿に名前を記載される。
4. 選挙人名簿が掲示されてから投票開始時点の 24 時間前までの間に外国からベトナムに帰ってきたベトナム公民は、国会議員、省級・県級・村級人民評議会議員（常住の登録場所で提出する場合）、又は国会議員、省級・県級人民評議会議員（一時居住登録場所で提出する場合）を選出する選挙人名簿に名前を記載され、選挙人カードを受領するため村級人民委員会へ赴き、ベトナム国籍が記載された旅券を提出する。
5. 暫定勾留、暫定拘束されている選挙人、強制教育施設・強制更生施設への入所措置を執行している者は、国会議員、及び暫定勾留・暫定拘束されている者、強制教育施設・強制更生施設への入所措置を執行している者の場所における省級人民評議会議員を選出するため、選挙人名簿に名前を記載される。

第 30 条 選挙人名簿に名前を記載されない、除名する、又は補充する場合

1. 裁判所の法的効力を有した判決・決定に従って選挙権を剥奪されている者、死刑判決を受け執行を待っている者、執行猶予されず懲役刑を執行している者及び民事行為能力の喪失者は、選挙人名簿に名前を記載されない。

2. 本条 1 項に属する者が、投票開始時点の 24 時間前までに選挙権を回復され、釈放され、又は権限を有する機関により民事行為能力の喪失状態ではなくなったことが確認される場合、選挙人名簿に補充され、本法律第 29 条の規定に従い選挙人カードを発行される。
3. 選挙人名簿が掲示されてから投票開始時点の 24 時間前までの間に、選挙人名簿に名前を記載された村級行政単位以外のところに常住地を変更する者は、国会議員、省級・県級・村級人民評議会議員を選出するため旧選挙人名簿から除名され、新たな居住場所における選挙人名簿に補充される。選挙人名簿に名前を記載された村級行政単位と異なる一時滞在場所に移転し、新たな一時滞在場所において選挙への参加を希望する者は、国会議員、省級・県級人民評議会議員を選出するため旧選挙人名簿から除名され、新たな一時滞在場所における選挙人名簿に補充される。
4. 本法律第 29 条 5 項に規定される選挙人は、投票開始時点の 24 時間前までに釈放され、又は強制教育施設、強制更生施設での期間が終了すれば、留置場・強制教育施設・強制更生施設における選挙人名簿から除名され、国会議員、省級・県級・村級人民評議会議員を選出するため、常住登録場所における選挙人名簿補充され、又は国会議員、省級・県級人民評議会議員を選出するため一時滞在登録場所における選挙人名簿に補充される。
5. 選挙人名簿に名前のある者が、投票開始時点までに裁判所により選挙権を剥奪され、懲役刑が執行され、又は民事行為能力を喪失すれば、村級人民委員会は選挙人名簿からその者を除名し、選挙人カードを回収する。

第 31 条 選挙人名簿の作成権限

1. 選挙人名簿は、村級人民委員会により夫々の投票地域に従い作成される。
行政単位の村、町を有さない県については、県人民委員会が夫々の投票地域に従い選挙人名簿を作成する責任を有する。
2. 人民武装部隊における選挙人名簿は、人民武装部隊に従って部隊の司令官により作成され、部隊が駐屯する投票地域の選挙人名簿に挿入される。駐屯地に近い地方に常住戸籍を有する軍人は、常住地において選挙人名簿に名前を記載され、投票に参加するため部隊の司令官により証明書を交付されることができる。部隊の司令官は証明書の交付に際し、人民武装部隊の選挙人名簿に記載されたその者の名前の脇に、「居住地における投票」との語句を記入しなければならない。

第 32 条 選挙人名簿の掲示

選挙人名簿を作成した機関は、遅くとも選挙日の 40 日前に、村級人民委員会のある場所及び投票地域における公共の場所に選挙人名簿を掲示し、同時に国民が検査できるようその掲示について広く周知する。

第 33 条 選挙人名簿に関する不服申立

公民が選挙人名簿を検査し誤りを発見した場合、掲示日から 30 日以内に、選挙人名簿作成機関に不服申立を行う権限を有する。選挙人名簿作成機関は、その不服申立を控帳に記入しなければならない。選挙人名簿作成機関は、不服申立を受理した日から 5 日以内に解決し、不服申立を行った者に解決の結果を通報しなければならない。

不服申立を行ったは、不服申立の解決結果に同意しない、又は不服申立を解決する期間が終了したものの不服申立が解決されない場合、行政訴訟に関する法律の規定に従い人民裁判所に提訴する権限を有する。

第 34 条 他の場所における投票

選挙人名簿の掲示から選挙日まで、選挙人が他の場所へ行き選挙人名簿に名前を記載された場所での投票に参加できなくなった場合、自己が投票に参加できる場所において選挙人名簿に名前を補充され、国会議員、省級人民評議会議員を選出する投票に参加するため、既に選挙人名簿に自己の名前が記載された村級人民委員会に証明書を申請する権利を有する。村級人民委員会は証明書の交付に際し、当該地方に属する投票地域における選挙人名簿に記載された選挙人の名前のすぐ脇に、「他の場所における投票」との語句を記入しなければならない。

第五章

国会議員、人民評議会議員への立候補、及び協議・推薦

第 1 節

立候補

第 35 条 立候補書類、立候補書類の提出期間

1. 本法律に従い、国会議員、人民評議会議員に立候補する公民は、選挙日の遅くとも 70 日前に立候補書類を提出しなければならない。
2. 立候補書類には、以下の内容がある。
 - a) 立候補届
 - b) 権限を有する機関・組織・単位の認証がある職務経歴書
 - c) 履歴書

- d) 4センチ×6センチのカラー証明写真3枚
 - dd) 汚職防止に関する法律の規定に従った資産・収入公開報告書
3. 国家選挙評議会は、本条の施行に関するガイドラインを示す。

第36条 立候補書類の提出

1. 国会議員立候補の書類提出は、以下の通り行われる。
- a) 中央における政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力及び国家機関により立候補を推薦された者は、国家選挙評議会に立候補書類2部を提出する。
 - b) 地方における政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装単位、国家機関、事業単位及び経済組織により立候補を推薦された者及び自ら立候補した者は、自己の常住地又は勤務地の省の選挙委員会に立候補書類2部を提出する。
 - c) 候補者の書類を受領・検討した後、本法律の規定に適合したものと見なされれば、国家選挙評議会は、立候補を推薦された者の職務経歴書、履歴書の写し及び資産・収入公開報告書をベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会に送付する。省の選挙委員会は、地方において立候補を推薦された者、自ら立候補した者の書類を国家選挙評議会に送付し、地方において立候補を推薦された者、自ら立候補した者の職務経歴書、履歴書の写し及び資産・収入公開報告書を協商名簿に挿入するため、省級ベトナム祖国戦線省委員会常任委員会に送付する。
2. 人民評議会議員に立候補した者は、自己が立候補する行政単位の選挙委員会に立候補書類1部を提出する。何れかの地方の人民評議会議員に自ら立候補する者、候補者に推薦される者は、当該地方に居住しており、又は恒常的に勤務している者でなければならない。

自ら立候補した者、機関・組織・単位から候補者に推薦された者の書類を受領・検討した後、本法律の規定に適合したものと見なされれば、選挙委員会は、候補者の職務経歴書、履歴書の写し及び資産・収入公開報告書を協商名簿に挿入するため、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付する。

3. 公民は、同じ任期に最大二つの級に限り人民評議会議員の立候補書類を提出できるが、国会議員の立候補書類を提出した場合、一つの級の人民評議会議員の立候補書類しか提出できない。

第37条 国会議員及び人民評議会議員に立候補してはならない場合

- 1. 裁判所の法的効力を有した判決・決定に従い被選挙権を剥奪されている者、懲役刑を執行している者、民事行為能力の制限又は喪失者
- 2. 被疑者の立件を為されている者
- 3. 裁判所の刑事判決・決定を執行している者

4. 裁判所の刑事判決・決定を執行し終わったが、前科を抹消されていない者
5. 強制教育施設・強制更生施設への入所措置、又は村・区・町における教育措置の行政処分措置を執行している者

第2節

国会議員候補者の協商・推薦、及び国会議員候補者に推薦される者の構成・数の調整

第38条 中央における第一回協商会議

1. 中央における第一回協商会議は、選挙日の遅くとも95日前に、ベトナム祖国戦線中央委員会主席団により組織される。第一回協商会議の構成は、ベトナム祖国戦線中央委員会主席団、同戦線の各構成組織の指導部からの代表から成る。国家選挙評議会、国会常務委員会及び政府の代表は、本会議への参加を招待される。
2. 協商会議は、国会常務委員会の予定に基づき、国会議員候補者に推薦される中央における機関・組織・単位の者の構成・数について合意する。
3. 協商会議の議事録には、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記し、国家選挙評議会及び国会常務委員会に直ちに送付されねばならない。

第39条 省・中央直轄市における第一回協商会議

1. 省・中央直轄市における第一回協商会議は、選挙日の遅くとも95日前に省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会により組織される。第一回協商会議の構成は、ベトナム祖国戦線委員会常任委員会、同級のベトナム祖国戦線の各構成組織の指導部からの代表及び直属の県級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会の代表から成る。省の選挙委員会、省級人民評議会常任、省級人民委員会は本会議への参加を招待される。
2. 協商会議は国会常務委員会の予定に基づき、国会議員候補者に推薦される地方における機関・組織・単位の者の構成・数について合意する。
3. 協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記し、国家選挙評議会、国会常務委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、省の選挙委員会に直ちに送付されねばならない。

第40条 国会常務委員会による第一回目の調整

国会常務委員会は、第一回協商会議の結果に基づき、選挙日の遅くとも90日前に、国会議員候補者に推薦される中央及び地方における機関・組織・単位の者の構成・数について、一回目の調整を行う。

第41条 中央における機関・組織・単位の者に対する国会議員候補者の推薦

国会常務委員会による第一回目の調整に基づき、国会議員の基準を根拠とし、国会議員候補の推薦者数を割当てられる中央機関・組織・単位は、自己の機関・組織・単位から国会議員に立候補する者について、以下の通り選抜・推薦を進める。

1. 政治組織、政治・社会組織、社会組織の指導部は、国会議員候補者に推薦する自己の組織の者を予定し、その者の勤務地における選挙人会議による評価・意見の聴取を行う。選挙人会議の意見に基づき、指導部は、自己の組織から国会議員に立候補する者について議論・推薦するため、常任委員会拡大会議又は主席団拡大会議を組織する。
2. 国家機関において、機関の指導部は、労働組合の執行部と協力し、国会議員候補者に推薦する自己の組織の者を予定し、その者の勤務地における選挙人会議の評価・意見の聴取を行う。選挙人会議の意見に基づき、機関の指導部は、自己の機関から国会議員に立候補する者について議論・推薦するため、当該機関の指導者、労働組合執行部の代表、各直属単位の指導者の代表から成る会議を組織する。
3. 人民武装部隊において、部隊の司令官は、国会議員候補者に推薦する自己の単位の者を予定し、その者の勤務地における選挙人の評価・意見の聴取を行う。選挙人会議の意見に基づき、部隊の司令官は、自己の単位から国会議員に立候補する者について議論・推薦するため、部隊の指導者、司令官、労働組合執行部の代表（労働組合執行部がある場合）、軍人の代表及び直接下級の司令官から成る会議を組織する。
4. 本条に定める選挙人会議の組織は、本法律第 45 条の規定に従い実施される。
5. 国会議員候補者を推薦する中央における機関・組織・単位は、第二回協商会議が組織される前に、勤務先の選挙人会議の議事録及び国会議員候補者に推薦される者について評価した自己の機関・組織・部隊の指導部会議による議事録をベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会に送付しなければならない。

第 42 条 地方における機関・組織・単位の者に対する国会議員候補者の推薦

国会常務委員会による第一回目の調整に基づき、国会議員の基準を根拠とし、国会議員候補の推薦者数を割当てられる地方における機関・組織・単位は、自己の機関・組織・単位の国会議員立候補者について選抜・推薦を以下の通り進める。

1. 政治組織、政治・社会組織、社会組織の指導部は、国会議員候補者に推薦するため自己の組織の者を予定し、その者の勤務地における選挙人会議による評価・意見聴取を行う。選挙人会議の意見に基づき、指導部は、自己の組織から国会議員に立候補する者について議論・推薦するため、常任委員会拡大会議を組織する。

2. 国家機関、事業単位、経済組織の指導部は、機関・組織・単位の労働組合の執行部と協力し、国会議員候補者に推薦する自己の機関・組織・単位の者を予定し、その者の勤務地の選挙人会議における評価・意見の聴取を行う。選挙人会議の意見に基づき、機関・組織・単位の指導部は、自己の機関・組織・単位から国会議員に立候補する者について議論・推薦するため、当該機関・組織・単位の指導者、労働組合執行部の代表、各直属単位の指導者の代表から成る会議を組織する。
3. 人民武装部隊において、部隊の司令官は、国会議員候補者に推薦する自己の部隊の者を予定し、その者の勤務地における選挙人会議の評価・意見の聴取を行う。選挙人会議の意見に基づき、部隊の司令官は、国会議員に立候補する自己の単位の者について議論・推薦するため、部隊の指導者、司令官、労働組合執行部の代表（労働組合執行部がある場合）、軍人の代表及び直接下級の司令官から成る会議を組織する。
4. 本条に定める選挙人会議の組織は、本法律第 45 条の規定に従い実施される。
5. 国会議員候補者を推薦する地方における機関・組織・単位は、第二回協商会議が行われる前に、勤務先の選挙人会議の議事録及び国会議員候補者に推薦される者について評価した当該機関・組織・単位の指導部会議による議事録を省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付しなければならない。

第 43 条 中央における第二回協議会議

1. 中央における第二回協商会議は、選挙日の遅くとも 65 日前に、ベトナム祖国戦線中央委員会主席団により組織される。中央における第二回協議会議の構成は、本法律第 38 条 1 項の規定に従い実施される。
2. 第二回協議会議は、国会議員の基準、国会常務委員会により一回目の調整が行われた中央の機関・組織・単位から国会議員候補に推薦される者の構成・数に基づき、国会議員候補者に関する基礎名簿を作成し、居住地の選挙人の意見を聴取するため送付する。選挙人の意見聴取は、本法律第 45 条の規定に従い実施される。
3. 協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記し、国家選挙評議会及び国会常務委員会に直ちに送付されなければならない。

第 44 条 省・中央直轄市における第二回協商会議

1. 省・中央直轄市における第二回協商会議は、選挙日の遅くとも 65 日前に、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会により組織される。省・中央直轄市における第二回協商会議の構成は、本法律第 39 条 1 項の規定に従い実施される。

2. 第二回協商会議は、国会議員の基準、国会常務委員会により一回目の調整が行われた地方の機関・組織・単位から国会議員候補者に推薦される者の構成・数に基づき、国会議員候補者に関する基礎名簿を作成し、居住地の選挙人の意見を聴取するため送付する。自ら立候補する者については、勤務地（勤務地がある場合）の選挙人の意見を聴取するためにも送付される。選挙人の意見聴取は、本法律第45条の規定に従い実施される。
3. 協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記し、国家選挙評議会、国会常務委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、省の選挙委員会に直ちに送付されなければならない。

第45条 選挙人会議

1. 村・区・町における選挙人会議は、国会議員候補者が恒常的に居住している場所の集落・町内会において組織され、同級の人民委員会と協力して、村級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会により招集・主宰される。

国会議員候補者、候補者を推薦した機関・組織・単位の代表は、同会議への参加を招待される。

2. 政治組織、政治・社会組織、社会組織における選挙人会議は、組織の指導部により招集・主宰される。国家機関、経済組織、事業単位における選挙人会議は、機関・組織・単位の労働組合執行部と協力して、機関・組織・単位の長により招集・主宰される。人民武装部隊における選挙人会議は、部隊の指導者、司令官により招集・主宰される軍人会議である。

国会議員候補者は同会議への参加を招待される。

3. 選挙人会議において選挙人は、国会議員の基準に照らし合わせて、国会議員候補者に対する評価を行い、会議の決定に従い挙手又は秘密投票により信任度を表す。
4. 国会議員候補者について意見を聴取する選挙人会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記しなければならない。中央機関・組織・単位により候補者に推薦される者について意見を聴取する居住地における選挙人会議の議事録は、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会に送付される。自ら立候補する者、地方機関・組織・単位により候補者に推薦される者について意見を聴取する選挙人会議の議事録は、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付される。
5. 国会常務委員会は、本条に規定する選挙人会議の組織に関する詳細を規定する。

第46条 選挙人が挙げた国会議員候補者に係る問題点の検証及び回答

1. 候補者を直接管理する機関・組織・単位は、勤務先における問題点を検証し、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に対し書面により回答する責任を有する。

国会議員候補者が機関・組織・単位の長である場合、直接上級の機関・組織・単位は検証及び回答する責任を有する。直接上級のない機関・組織・単位の場合、当該機関・組織・単位の設立決定権限を持つ機関は、検証及び回答する責任を有する。

2. 候補者を推薦した機関・組織・単位は、村級人民委員会と協力して居住地における問題点について検証し、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に対し書面により回答する責任を有する。

3. 自ら立候補した者について、省の選挙委員会は、その者を直接管理する機関・組織・単位又はその者が居住しているところの村級人民委員会と協力して検証し、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に対し書面により回答する責任を有する。

4. 本条に規定される選挙人が挙げた国会議員に係わる問題点に関する検証及び回答は、遅くとも選挙日の40日前に実施を終了しなければならない。

第47条 国会常務委員会による第二回目の調整

国会常務委員会は、第二回協商会議の結果に基づき、選挙日の遅くとも55日前に、国会議員候補者に推薦される中央及び地方における機関・組織・単位の者の構成・数に関し、二回目の調整を行う。

第48条 中央における第三回協商会議

1. 中央における第三回協商会議は、選挙日の遅くとも35日前に、ベトナム祖国戦線中央委員会主席団により組織される。中央における第三回協商会議の構成は、本法律第38条1項の規定に従い実施される。

2. 第三回協商会議は、国会議員の基準、国会常務委員会により二回目の調整が行われた国会議員候補者に推薦される中央の機関・組織・単位の者の構成・数及び選挙人の意見聴取の結果に基づき、国会議員候補者の基準を満たす者を選抜し、名簿を作成する。

3. 協商会議の議事録は、参加者の構成・人数、会議の経緯・結果を明記し、国家選挙評議会及び国会常務委員会に直ちに送付されなければならない。

第49条 省・中央直轄市における第三回協商会議

1. 省・中央直轄市における第三回協商会議は、選挙日の遅くとも 35 日前に、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会により組織される。省・中央直轄市における第三回協商会議の構成は本法律第 39 条 1 項の規定に従い実施される。
2. 第三回協商会議は、国会議員の基準、国会常務委員会により二回目の調整が行われた国会議員候補者に推薦される地方の機関・組織・単位の者の構成・数及び選挙人の意見聴取の結果に基づき、国会議員候補者の標準を満たす者を選抜し、名簿を作成する。
3. 協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記し、国家選挙評議会、国会常務委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、省の選挙委員会に直ちに送付されなければならない。

第 3 節

人民評議会議員候補者の協商・推薦及び人民評議会議員候補者に推薦される者の構成・数の調整

第 50 条 第一回協商会議

1. 各級における第一回協商会議は、選挙日の遅くとも 95 日前に、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会により組織される。第一回協商会議の構成は、ベトナム祖国戦線委員会常任委員会、同戦線を構成する各組織の指導部の代表から成る。同級の選挙委員会・人民評議会常任・人民委員会の代表は同会議への参加を招待される。
2. 省級・県級における第一回協商会議は、同級の政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、国家機関、及び地域における事業単位、経済組織、下級の各行政単位から人民評議会議員候補者に推薦される者の構成・数について合意する。
3. 村級における第一回協商会議は、同級の政治組織、政治・社会組織、社会組織、人民武装勢力、国家機関、及び地域における事業単位、経済組織、集落、町内会から人民評議会議員候補者に推薦される者の構成・数について合意する。
4. 協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記しなければならない。

省級における協商会議の議事録は、国家選挙委員会、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に直ちに送付される。

県級・村級における協商会議の議事録は、直接上級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に直ちに送付する。

第 51 条 人民評議会議員候補者に推薦される者に関する人民評議会常任による構成・数の調整

1. 省級・県級の人民評議会常任は、第一回協議の結果に基づき、選挙日の遅くとも 90 日前に、自己の級の人民評議会議員候補者に推薦される地方の機関・組織・単位の者の構成・数を調整する。
2. 村級人民評議会常任は、第一回協議の結果に基づき、選挙日の遅くとも 90 日前に、自己の級の人民評議会議員候補者に推薦される地方の機関・組織・単位・集落・町内会の者の構成・数を調整する。

第 52 条 機関・組織・単位の者に対する人民評議会議員候補者の推薦

第一回協議の結果及び人民評議会常任の調整に基づき、人民評議会議員の基準を根拠とし、人民評議会議員候補の推薦者数を割当てられる機関・組織・単位及び集落・町内会（村級の場合）は、以下の通り選抜・推薦する。

1. 政治組織、政治・社会組織、社会組織の指導部は、人民評議会議員候補者に推薦する自己の組織の者を予定し、その者の勤務地における選挙人会議の評価・意見の聴取を組織する。選挙人会議の意見に基づき、指導部は、自己の組織から人民評議会議員に立候補する者について議論・推薦するため、常任委員会拡大会議又は主席団拡大会議を組織する。
2. 国家機関・事業単位・経済組織の指導部は、機関・組織・単位の労働組合執行部と協力して、人民評議会議員候補者に推薦する自己の機関・組織・単位の者を予定し、その者の勤務地における選挙人会議の評価・意見の聴取を組織する。選挙人会議の意見に基づき、機関・組織・単位の指導部は、自己の単位から人民評議会議員に立候補する者について議論・推薦するため、機関・組織・単位の指導者、労働組合執行部の代表、各直属単位の指導者の代表から成る会議を行う。
3. 人民武装部隊の指導者、司令官は、人民評議会議員候補者を推薦する自己の部隊の者を予定し、その者の勤務地における選挙人の評価・意見の聴取を組織する。選挙人会議の意見に基づき、部隊の指導者、司令官は、部隊から人民評議会議員に立候補する者について議論・推薦するため、部隊の指導者、指揮者、労働組合執行部の代表（労働組合執行部がある場合）、軍人の代表及び直接下級の司令官から成る会議を行う。
4. 集落・町内会における戦線工作委員会は、村級人民評議会議員候補者に推薦する集落・町内会の者を予定し、集落の長、町内会の長と協力して選挙人会議を組織し、村級人民評議会議員に立候補する者について議論・推薦する。

集落・町内会における村級人民評議会議員候補者の推薦は、国会常務委員会によりガイドラインが示される。

5. 本条に定める選挙人会議の組織は、本法律第 54 条の規定に従い実施される。
6. 人民評議会議員候補者を推薦する機関・組織・単位は、勤務先の選挙人会議の議事録及び人民評議会議員候補者の議論・推薦に関する当該機関・組織・単位による拡大指導者会議の議事録を、協商会議を組織する級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付しなければならない。

戦線工作委員会は、村級人民評議会議員候補者の議論・推薦に関する集落・町内会における選挙人会議の議事録を、村級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付する。

第 53 条 第二回協商会議

1. 各級における第二回協商会議は、選挙日の遅くとも 65 日前に、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会により組織される。第二回協商会議の構成は、本法律第 50 条 1 項の規定に従い実施される。
2. 第二回協商会議は、人民評議議員の基準、人民評議会議員候補者に推薦される者の構成・数に基づき、人民評議会議員候補者の基礎名簿を作成し、自ら立候補する者、機関・組織・単位から候補者に推薦される者に関する居住地の選挙人の意見を聴取し、かつ集落・町内会により村級人民評議会議員候補者に推薦される者、自ら立候補した者に関する勤務地の選挙人の意見（勤務地がある場合）を聴取するため、これを送付する。選挙人の意見聴取は、本法律第 54 条の規定に従い実施される。
3. 協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記しなければならない。

省級における協商会議の議事録は、国家選挙評議会、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に直ちに送付される。

県級・村級における協商会議の議事録は、直接上級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に直ちに送付する。

第 54 条 選挙人会議

1. 村・区・町における選挙人会議は、集落・町内会において組織され、ベトナム祖国戦線委員会常任委員会が同級の人民委員会と協力して招集・主宰される。
2. 国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、経済組織、事業単位における選挙人会議は、機関・組織・単位の長が機関・組織・単位の労働組合執行部と協力して招集・主宰される。人民武装部隊における選挙人会議は、部隊の指導者、司令官により招集・主宰される軍人会議である。

3. 人民評議会議員候補者、候補者を推薦した機関・組織・単位・集落・町内会の代表は、同会議への参加を招待される。
4. 選挙人会議において、選挙人は、人民評議会議員の基準と照らし合わせて、人民評議会議員に自ら立候補した者及び候補者に推薦された者について評価を行い、会議の決定に従い挙手又は秘密投票により信任度を表す。
5. 人民評議会議員の候補者について意見を聴取する選挙人会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記しなければならない。何れかの人民評議会議員候補者について意見を聴取する選挙人会議の議事録は、第三回協商会議の準備のため、当該級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付する。
6. 国会常務委員会は、本条に規定する選挙人会議の組織について詳細を規定する。

第 55 条 選挙人が挙げた人民評議会議員候補者に係る問題点の検証及び回答

1. 人民評議会議員候補者を直接管理している機関・組織・単位は、勤務先における問題点を検証し、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会、協商会議を組織した級のベトナム祖国戦線級委員会常任委員会に対し書面により回答する責任を有する。

候補者が機関・組織・単位の長である場合、直接上級の機関・組織・単位が検証及び回答する責任を有する。機関・組織・単位に直接上級がない場合、当該機関・組織・単位の設立決定権限を持つ機関が検証及び回答の責任を有する。

2. 人民評議会議員候補者を推薦した機関・組織・単位は、村級人民委員会と協力し、居住地における問題点を検証し、協商会議を組織した級のベトナム祖国戦線常任委員会、ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に対し書面により回答する責任を有する。

3. 自ら人民評議会議員に立候補した者について、選挙委員会は、その者を直接管理している機関・組織・単位又はその者が住居しているところの村級人民委員会と協力して検証し、協商会議を組織する級のベトナム祖国戦線級委員会常任委員会に対し書面により回答する責任を有する。

4. 本条に規定した選挙人が挙げた人民評議会議員に係る問題点に関する検証及び回答は、遅くとも選挙日の 40 日前に実施を終了しなければならない。

第 56 条 第三回協商会議

1. 各級における第三回協商会議は、選挙日の遅くとも 35 日前に、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会により組織される。第三回協商会議の構成は、本法律第 50 条 1 項の規定に従い実施される。

2. 第三回協商会議は、人民評議会議員の基準、機関・組織・単位の候補者に推薦された者の構成・数及び選挙人の意見聴取結果に基づき、人民評議会議員候補者の基準を満たす者を選抜し、名簿を作成する。
3. 第三回協商会議の議事録は、参加者の構成・数、会議の経緯・結果を明記しなければならない。

省級における協商会議の議事録は、国家選挙委員会、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に直ちに送付される。

県級・村級における協商会議の議事録は直接上級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に直ちに送付される。

第4節 候補者名簿

第57条 国会議員の候補者名簿

1. ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会は、遅くとも選挙日の30日前に、第三回協商会議の議事録及びベトナム祖国戦線中央委員会主席団により国会議員候補者に推薦された立候補基準を満たす者の名簿を、国家選挙評議会に送付する。
2. 省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、遅くとも選挙日の30日前に、第三回協商会議の議事録及び省級ベトナム祖国戦線委員会により地方において国会議員候補者に推薦された立候補基準を満たす者の名簿を、省の選挙委員会に送付する。
3. ベトナム祖国戦線中央委員会主席団により国会議員候補者に推薦された立候補基準を満たす者の名簿に基づき、国家選挙評議会は、地方における候補者に推薦された者の名簿及び書類を省の選挙委員会に送付する。
4. 国家選挙評議会は、選挙日の遅くとも25日前に、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会及び省の選挙委員会から送付された名簿に従い、全国の選挙単位ごとに国会議員候補者の正式名簿を作成・公表する。
5. 国会議員候補者の正式名簿には、候補者の氏名、生年月日、性別、出身地、常住地、民族、宗教、学歴、専門、職業、職位、勤務先を明記しなければならない。国会議員の候補者名簿は、夫々の選挙単位に従ってA、B、C順に並べられる。

国会議員候補者は、一つの選挙区の国会議員候補者の名簿に限り名前を記載される。
6. 夫々の選挙区における国会議員候補者名簿に掲載される人数は、当該選挙区の議員定数より少なくとも2名多くなければならない。不可抗力のため候補者を欠く場合、国家選挙評議会が検討・決定する。

7. 省選挙委員会は、遅くとも選挙日の 20 日前に、国家選挙評議会の決定に従い、自己の地方における国会議員候補者名簿を公表しなければならない。

第 58 条 人民評議会議員の候補者名簿

1. 省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、遅くとも選挙日の 30 日前に、第三回協商会議の議事録及び人民評議会議員候補者の基準を満たす者の名簿を、国家選挙評議会、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に送付しなければならない。県級・村級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、第三回協商会議の議事録及び人民評議会議員候補者の基準を満たす者の名簿を、直接上級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会、及び同級の人民評議会常任・選挙委員会に送付しなければならない。

2. 選挙委員会は、遅くとも選挙日の 25 日前に、選挙区別に人民評議会議員候補者の正式名簿を作成し、公表しなければならない。

人民評議会議員候補者の正式名簿の作成は、本法律第 57 条 5 項の規定に従い実施される。

3. 夫々の選挙区における人民評議会議員候補者名簿に掲載される人数は、当該選挙区の議員定数より多くなければならない。3 名の議員を選出できる選挙区の場合、候補者名簿の人数は議員定数より少なくとも 2 名多くなければならない。4 名以上の議員を選出できる選挙区の場合、候補者名簿の人数は議員定数より少なくとも 3 名多くなければならない。国家選挙評議会は、不可抗力により候補者を欠く場合についてガイドラインを示す。

第 59 条 候補者名簿の掲示

選挙組は、遅くとも選挙日の 20 日前に、投票地域に国会議員候補者、人民評議会議員候補者の正式名簿を掲示しなければならない。

第 60 条 国会議員候補者、人民評議会候補者の除名

1. 国家選挙評議会により公表された国会議員候補者の正式名簿に名前を記載されている者が、投票開始時点までに被疑者を立件され、現行犯で逮捕、拘留され、民事行為能力を喪失し、死亡し、又は選挙に関する法律に重大な違反をした場合、国家選挙評議会は国会議員候補者名簿におけるその者を除名する。

2. 選挙委員会により公表された人民評議会議員候補者の正式名簿に名前を掲載されている者が、投票開始時点までに被疑者を立件され、現行犯で逮捕、拘留され、民事行為能力を喪失し、死亡し、又は選挙に関する法律に重大な違反をした場合、選挙委員会は同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、人民評議会議員候補者名簿にあるその者の除名を決定する。

第 61 条 候補者と候補者名簿の作成に関する不服申立・告訴

1. 公民は、候補者に関し告訴し、候補者名簿の作成における誤りに関し不服申立・告訴、建議を行う権利を有する。不服申立・告訴、建議は、以下の通り実施される。
 - a) 国会議員候補者、国会議員候補者名簿の作成に関する不服申立・告訴、建議は、国会議員選挙小委員会、省選挙委員会、国家選挙評議会に送付される。不服申立・告訴、建議を行った者が選挙小委員会、選挙委員会による解決の結果に同意しない場合、国家選挙委員に不服申立する権利を有する。国家選挙評議会の決定は最終決定とする。
 - b) 何れかの級の人民評議会議員候補者、人民評議会議員候補者名簿の作成に関する不服申立・告訴、建議は、当該級の人民評議会議員選挙小委員会に送付される。不服申立・告訴、建議を行った者が選挙小委員会による解決の結果に同意しない場合、相当する級の選挙委員会に不服申立する権利を有する。選挙委員会の決定は最終決定とする。
 - c) 選挙小委員会、選挙委員会、国家選挙評議会は、権限に従い、受理した不服申立・告訴、建議を控帳に記入し、解決しなければならない。
2. 国家選挙評議会、選挙委員会、選挙小委員会は、選挙日前の 10 日の間、候補者と候補者名簿の作成に関する全ての不服申立・告訴、建議の検討・解決を停止する。

不服申立・告訴が明白であり、候補者が国会議員、人民評議会議員の基準を満たさないと結論するための十分な根拠を有する場合、国家選挙評議会（国会議員選挙に対し）、又は相当する級の選挙委員会（人民評議会議員選挙に対し）は、選挙日の前に、候補者の正式名簿からその者の除名を決定し、選挙人に通知する。
3. 告訴人の氏名を有さない、又は告訴のため偽名した者による告訴届については、検討・解決を行わない。
4. 国家選挙評議会、省・県・村の選挙委員会は、権限に従い引き続き検討し、解決するため、未解決のすべての不服申立・告訴に係わる書類を国会常務委員会（国家議員選挙に対し）に、又は相当する級の新期人民評議会常任（人民評議会議員選挙に対し）に引き渡す。

第六章

選挙宣伝・運動

第 62 条 選挙情報・宣伝・運動業務の指導における機関、組織の責任

1. 国家選挙評議会は、全国において選挙情報・宣伝・運動業務を指導する。各級の選挙委員会は、地方において選挙情報・宣伝・運動業務の実施を指導し、かつ選挙運動に関する不服申立・告訴を解決する。

2. 中央における報道機関は、全国において選挙組織の過程、選挙運動状況に関する情報を報じる責任を有する。地方における報道機関は、選挙人との対話、国会議員候補者、人民評議会議員候補者に対するインタビューの回答及び地方における選挙運動に関する情報を報じる責任を有する。
3. 省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、国会議員候補者のため選挙人との対話を組織する責任を有する。省級・県級・村級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、自己の級の人民評議会議員候補者のため選挙人との対話を組織する責任を有する。各級の人民委員会は、同級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会と協力して、国会議員候補者、人民評議会議員候補者のため選挙人との対話を組織することにつき、責任を有する。
4. 国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、事業単位、経済組織、人民武装勢力及び地方政権は、自己の任務及び権限の範囲内において、国会議員候補者、人民評議会議員候補者のため、自己の機関・組織・単位・地方における選挙人との対話に向け環境を整備する。
5. 選挙宣伝・運動の経費は、国家予算により確保される。

第 63 条 選挙運動の原則

1. 選挙運動は、民主的に、公開性を以て、平等に、合法的に進められ、秩序・社会安全を確保する。
2. 何れかの選挙区における国会議員候補者、人民評議会議員候補者は、当該選挙区に限り選挙運動を実施する。
3. 各選挙担当組織及びその組織の構成員は、候補者のための選挙運動を行ってはならない。

第 64 条 選挙運動の実施期間

選挙運動の実施期間は、候補者の正式名簿を公表した日から始まり、投票開始時点の 24 時間前に終了する。

第 65 条 選挙運動の形式

候補者の選挙運動は、以下の形式により実施される。

1. 本法律第 66 条の規定に従い、自己が立候補した地方で行われる選挙人との対話会議において選挙人と面会、対話
2. 本法律第 67 条の規定に従い、大衆情報手段を通じ実施されるもの

第 66 条 選挙人との対話会議

1. 省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、選挙区における人民委員会と協力して、国会議員候補者、省級人民評議会議員候補者のため選挙人との対話会議を組織、主宰する。選挙人との対話会議の構成は地方における機関・組織・単位・選挙人の代表から成る。

県級・村級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、選挙区における村級人民委員会と協力して、自己の級の人民評議会議員候補者のため選挙人との対話を組織する。選挙人との対話会議の構成は、地方における機関・組織・単位・選挙人の代表から成る。

選挙人との対話会議を組織する人民委員会は、多くの選挙人が参加できるように会議を組織する時間、場所を通報する責任を有する。

2. 選挙人との対話会議は、以下の議事内容がある。

a) 理由・宣言

b) 選挙人との対話会議を組織・主宰する級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会の代表が候補者を紹介し、履歴書を読み上げる。

c) 候補者各人が、選挙人に国会議員、人民評議会議員に選出された際の自己の行動計画を報告する。

d) 選挙人が、候補者に自己の意見を述べ、願望を表明する。候補者と選挙人は、共に関心を有する問題につき、民主的、率直に、かつオープンに意見交換を行う。

dd) 会議主宰者が会議終了にあたり意見発表を行う。

3. 選挙人との対話会議の後、省級ベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、地方における国会議員候補者、人民評議会議員候補者による選挙人との対話会議の状況、国会議員候補者各人に対する選挙人からの意見に関する報告書を作成し、国家選挙評議会、ベトナム祖国戦線中央委員会常任委員会に送付する。各級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会は、自己の地方における人民評議会議員候補者の選挙人との対話会議を組織した状況に関する報告書を作成し、同級の選挙委員会及び直接上級のベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付する。

第 67 条 大衆情報手段を通じた選挙運動

1. 国会議員候補者は、自己が立候補した地方の大衆情報手段及び国会議員選挙に関する国家選挙評議会のウェブサイトによるインタビューへの回答にあたり、選挙人に向けて国会議員に選出される場合の自己の行動計画を陳述する。

2. 人民評議会議員候補者は、自己が立候補した地方の大衆情報手段及び選挙に関する選挙委員会のウェブサイト（ウェブサイトがある場合）によるインタビューへの回答にあたり、選挙人に向けて人民評議会議員に選出される場合の自己の行動計画を陳述する。

3. 国家選挙評議会、選挙委員会は、ウェブサイトの管理機関に対し、選挙運動内容の報道に関し法律の規定の遵守するよう指導する責任を有する。
4. 省級人民委員会は、地方の大衆情報手段上で、国会議員候補者、人民評議会議員候補者の行動計画の掲載を組織する。

第 68 条 選挙運動において禁止される行為

1. 憲法、法律に反する宣伝を行い、又は他の組織・個人の名誉・人格・威信・権利・合法的利益に損害を与えるために選挙運動を利用すること
2. 選挙運動において大衆情報手段を活用するため職務、権限を乱用すること
3. 自己の組織・自己のため国内外の援助・寄付を募るべく選挙運動を利用すること
4. 選挙人を引き込み買収するため、金銭、財産又は物質的な利益を使用し、若しくは贈与、供与、寄付を約束すること

第七章

投票の原則及び手順

第 69 条 投票の原則

1. 夫々の選挙人は、国会議員を選出するための一票を投じ、夫々の各級人民評議会に応じた人民評議会議員を選出するための一票を投じる権利を有する。
2. 選挙人は、本条 3 項及び 4 項に規定する場合を除き、他人に代理選挙を依頼できず、自ら選挙に行かなければならない。選挙に際し、選挙人カードを提示しなければならない。
3. 選挙人が自ら投票用紙に記入できなければ、他の者に記入を依頼するものの、自ら投票しなければならない。記入を依頼された者は選挙人の票に係わる秘密を保障しなければならない。選挙人が障害により自ら投票できない場合、他の者に投票箱へ票を投じてもらうよう依頼する。
4. 選挙人が病気、高齢、障害のため投票所へ行くことができない場合、選挙組は、選挙人が投票用紙を受け取り選挙を実施するため、選挙人の住居、医療施設に副の投票箱及び投票用紙を持っていく。拘留所に勾留され、強制教育施設・強制更生施設への入所の措置を執行している選挙人で、留置場・強制教育施設・強制更生施設に個別の投票地域を組織しない場合、又は選挙人が留置場に暫定留置されている場合、選挙人が投票用紙を受け取り選挙を実施するため、選挙組は、留置場、強制教育施設、強制更生施設へ副の投票箱及び投票用紙を持っていく。
5. 選挙人が投票用紙に記入する際、選挙組の構成員を含めて誰も見てはならない。

6. 書き間違えた場合、選挙人は他の投票用紙に変える権利を有する。
7. 選挙人が投票を終了したとき、選挙組は選挙人カードに「投票済み」と押印する責任を有する。
8. すべての者が投票所の内部規則を遵守しなければならない。

第70条 選挙時間、投票所に関する通知

選挙日前の10日の間に、選挙組は、掲示、放送及び地方のその他の大衆情報手段の形式により、選挙人に選挙日、投票所、投票時間を常時周知しなければならない。

第71条 投票時間

1. 投票は朝7時から開始し、同日の夕方7時まで行われる。地方の状況により、選挙組は早めの投票開始を決定することができるが、朝5時より前にはならず、かつ遅めに終了させることができるが、同日の夜9時を超えてはならない。
2. 投票の前に、選挙組は選挙人の立ち合いのもとで投票箱を検査しなければならない。
3. 投票は連続して実施されなければならない。投票を中断させる突然の出来事がある場合、選挙組は直ちに投票箱、選挙に直接関連する資料を封印し、速やかに選挙小委員会に報告し、同時に投票を継続するための措置を講じなければならない。

第72条 早期の投票、投票日の延期

投票日を延期する、又は規定した日より早期に投票する必要のある特別な場合、選挙委員会は、国家選挙評議会に検討・決定するよう提議する。

第八章

選挙結果

第1節

開票

第73条 開票

開票は、投票終了後直ちに投票所において進められなければならない。

投票箱を開ける前に、選挙組は未使用投票用紙の統計を行い、記録書を作成し、封印しなければならない。開票に立ち会うため、候補者ではない選挙人2名が招かれる。

候補者、候補者を推薦する機関・組織・単位の代表又は委任を受けた者は、開票に立ち合い、開票に対し関し不服申立を行う権利を有する。

第74条 無効票

1. 以下の票は、無効票とする。
 - a) 選挙組が配布する規定の様式に従わない票
 - b) 選挙組の印がない票
 - c) 選挙区に定められた選出議員の定数より多く選出した票
 - d) 候補者全員の氏名に線を引いて又は消した票
 - dd) 候補者名簿以外の氏名又は他の内容が記載された票
2. 無効票と考えられる票がある場合、選挙組長は、当該票を組に提示し組全体で検討・決定する。選挙組は、票に記載される氏名に線を引いたり、消したり、修正したりしなくてはならない。

第75条 開票に関する不服申立・告訴

選挙組は、その場において発生した開票に関する法律違反と考えられる行為についての不服申立・告訴を受理・解決し、解決内容を記録書に記載する。選挙組が解決できない場合は、不服申立・告訴解決記録書に選挙組の意見を記載し、選挙小委員会に転送しなければならない。

第76条 開票結果記録書

1. 開票終了後、選挙組は以下の各種記録書を作成しなければならない。
 - a) 選挙地域における国会議員選挙の開票結果記録書
 - b) 選挙地域における省級人民評議会議員選挙の開票結果記録書
 - c) 選挙地域における県級人民評議会議員選挙の開票結果記録書
 - d) 選挙地域における村級人民評議会議員選挙の開票結果記録書
2. 開票結果記録書には、以下の内容がある。
 - a) 選挙地域の選挙人総数
 - b) 投票した選挙人数
 - c) 配布された票数
 - d) 投票された票数
 - dd) 有効票数
 - e) 無効票数
 - g) 各候補者に投票した票数
 - h) 受理した不服申立・告訴、解決された不服申立・告訴及びその解決結果、選挙小委員会に転送された不服申立・告訴

3. 本条 1 項が定める各記録書は、選挙組長、選挙組秘書、開票に立ち会った選挙人 2 名の署名が記され、3 部作成される。選挙日から 3 日以内に、記録書は、相当する選挙小委員会、村級の人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付される。

第 2 節

選挙区における選挙結果

第 77 条 選挙区における選挙結果の確認記録書

1. 選挙小委員会は、各選挙組から開票結果記録書及び不服申立・告訴解決結果記録書（不服申立・告訴がある場合）を受領し検査した後、自己の選挙区の選挙結果確定記録書を作成する。
2. 選挙結果確定記録書には、以下の内容がある。
 - a) 選挙区に定められた国会議員、人民評議会議員の定数
 - b) 候補者数
 - c) 選挙区の選挙人総数
 - d) 投票した選挙人数、選挙区の選挙人総数との割合
 - dd) 配布された票数
 - e) 投票された票数
 - g) 有効票数
 - h) 無効票数
 - i) 各候補者に投票した票数
 - k) 当選者名簿
 - l) 選挙組が解決した不服申立・告訴、選挙小委員会が解決した不服申立・告訴、選挙委員会・国家選挙評議会に転送された不服申立・告訴
3. 選挙区における国会議員選挙の結果確定記録書には選挙小委員長、副小委員長の署名が記され、3 部作成される。記録書は、選挙日から 5 日以内に、国家選挙評議会、省選挙委員会、省級ベトナム祖国戦線委員会に送付される。
4. 選挙区における人民評議会議員選挙の結果確定記録書には選挙小委員長、副小委員長の署名が記され、4 部作成される。記録書は、選挙日から 5 日以内に、同級の選挙委員会、同級の人民評議会常任・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会常任委員会に送付される。

第 78 条 当選者を確定する際の原則

1. 選挙結果は有効票数により計算される。選挙区の選挙人名簿の過半が投票した場合に限り、選挙結果が認められる。ただし、本法律第 80 条 4 項が定める場合はこの限りでない。
2. 当選者は、有効票数の過半を得た候補者でなければならない。

3. 有効票数の過半を得た候補者が、選挙区に定められる定員より多い場合、より票数が高い者が当選者となる。
4. 当選者名簿の最後に同じ票数を得た者が複数人おり、選挙区に定められる定員より多い場合は、年上の者が当選者となる。

第3節

追加選挙、再選挙

第79条 追加選挙

1. 当初選挙において、国会議員当選者数が選挙区に定められた定員を満たさない場合、選挙小委員会はその旨を選挙結果確定記録書に明記し、直ちに省の選挙委員会に報告しなければならない。省の選挙委員会は、当該選挙区における追加選挙について、国家選挙評議会の検討・決定を求める。
2. 当初選挙において、人民評議会議員当選者数が選挙区に定められた定員の3分の2を満たさない場合、選挙小委員会はその旨を選挙結果確定記録書に明記し、直ちに当該級の人民評議会議員選挙の担当選挙委員会に報告しなければならない。選挙委員会は、当該選挙区における追加選挙の日を決定する。
3. 追加選挙を実施する場合、実施日は当初選挙日から15日以内とする。追加選挙において、選挙人は、当初選挙において落選した当初候補者からのみ選出する。有効票数の過半を得た者の中でより高い票数を得た者が当選者となる。追加選挙を実施しても、選挙区に定められた定員を満たさない場合、2回目の追加選挙は行わない。

第80条 再選挙

1. 選挙区において投票した選挙人が選挙人名簿の過半を満たさない場合、選挙小委員会はその旨を記録書に明記し、直ちに当該級の議員選挙の担当選挙委員会に報告しなければならない。
2. 国会議員選挙の場合、省の選挙委員会は、投票した選挙人が選挙人名簿の過半を満たさない選挙区における再選挙について、国家選挙評議会の検討・決定を求める。
3. 人民評議会議員選挙の場合、担当の選挙委員会は、国家選挙評議会に報告し許可を得た後に、投票した選挙人が選挙人名簿の過半を満たさない選挙区における再選挙の日を決定する。
4. 再選挙を実施する場合、実施日は当初選挙日から15日以内とする。再選挙において、選挙人は、当初選挙における当初候補者からのみ選出する。再選挙を実施しても、投票した選挙人が選挙人名簿の過半を満たさない場合、2回目の追加選挙は行わず、再選挙の結果が認められる。

第 81 条 選挙結果の取消及び再選挙の決定

1. 国家選挙評議会は自己の又は国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会、省の選挙委員会の提議に基づいて、重大な法律違反のある投票地域、選挙区の結果を取消、当該地域・区における再選挙の日を決定する。
2. 再選挙の場合、当初選挙の日から 15 日以内に実施される。再選挙の際、選挙人は当初選挙における候補者からのみ選出する。

第 82 条 追加選挙・再選挙の選挙人名簿

追加選挙・再選挙の選挙人名簿は、当初選挙における選挙人名簿及び本法律が定めるところにより作成される。

第 4 節

選挙の総括

第 83 条 省・中央直轄市における国会議員選挙の結果確定記録書

1. 省の選挙委員会は、各選挙小委員会から国会議員選挙の結果確定記録書及び不服申立・告訴解決結果記録書（不服申立・告訴がある場合）を受領し検査した後、地方の選挙結果確定記録書を作成する。
2. 省・中央直轄市における国会議員選挙の結果確定記録書には、以下の内容がある。
 - a) 選挙区数
 - b) 候補者数
 - c) 当該地方の選挙人総数
 - d) 投票した選挙人数、地方の選挙人総数との割合
 - dd) 有効票数
 - e) 無効票数
 - g) 各候補者に投票した票数
 - h) 各選挙区の当選者名簿
 - i) 選挙組、選挙小委員会が解決した不服申立・告訴
 - k) 発生した重要事案及びその解決結果
 - l) 省の選挙委員会が解決した不服申立・告訴
 - m) 国家選挙評議会に転送された不服申立・告訴、建議
3. 省・中央直轄市における国会議員選挙の結果確定記録書には選挙委員長、副委員長の署名が記され、4 部作成される。記録書は、選挙日から 7 日以内に、国家選挙評議会、国会常務委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会、省級ベトナム祖国戦線委員会に送付される。

第 84 条 国会議員選挙の総括記録書

1. 国家選挙評議会は、各選挙小委員会・省の選挙委員会から結果確定記録書及び不服申立・告訴解決結果記録書（不服申立・告訴がある場合）を受領し検査した後、全国の国会議員選挙の総括記録書を作成する。
2. 国会議員選挙の総括記録書には以下の内容がある。
 - a) 選出された国会議員総数
 - b) 候補者数
 - c) 全国の選挙人総数
 - d) 投票した選挙人数、全国の選挙人総数との割合
 - dd) 有効票数
 - e) 無効票数
 - g) 各候補者に投票した票数
 - h) 各選挙区の当選者名簿
 - i) 発生した重要事案及びその解決結果
 - k) 国家選挙評議会が解決した不服申立、告訴
3. 国会議員選挙の総括記録書は、国家選挙評議会議長、副議長の署名が記され、5部作成される。総括記録書は、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会に送付され、新規国会に上程される。

第 85 条 人民評議会議員選挙の結果確定記録書

1. 選挙委員会は、各選挙小委員会から選挙結果確定記録書及び不服申立・告訴解決結果記録書（不服申立・告訴がある場合）を受領し検査した後、自己が担当する人民評議会議員選挙の結果確定記録書を作成する。
2. 人民評議会議員選挙の結果確定記録書には、以下の内容がある。
 - a) 行政単位において選出された人民評議会議員総数
 - b) 候補者数
 - c) 行政単位の選挙人総数
 - d) 投票した選挙人数、行政単位の選挙人総数との割合
 - dd) 有効票数
 - e) 無効票数
 - g) 各候補者に投票した票数
 - h) 各選挙区の当選者名簿
 - i) 発生した重要事案及びその解決結果
 - k) 選挙委員会が解決した不服申立・告訴

3. 人民評議会議員選挙の結果確定記録書は選挙委員長、副委員長の署名が記され、6部作成される。村級・県級人民評議会議員選挙の結果確定記録書は、同級及び直接上級の人民評議会・人民委員会・ベトナム祖国戦線委員会に送付される。省級人民評議会議員選挙の結果確定記録書は、同級の人民評議会、人民委員会、ベトナム祖国戦線委員会、国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会に送付される。

第 86 条 選挙結果及び当選者名簿の発表

1. 国家選挙評議会は、選挙日から 20 日以内に、全国選挙総括記録書に基づいて、選挙結果の発表及び当選者名簿を発表する。
2. 選挙委員会は、選挙日から 10 日以内に、選挙総括記録書に基づいて、選挙結果の発表及び同級の人民評議会議員当選者名簿を発表する。

第 87 条 選挙の結果に関する不服申立の解決

1. 国会議員選挙の結果に関する不服申立は、国会議員選挙の結果が発表された日から 5 日以内に、国家選挙評議会に送付されなければならない。

人民評議会議員選挙の結果に関する不服申立は、人民評議会議員選挙の結果が発表された日から 5 日以内に、選挙委員会に送付されなければならない。

2. 国家選挙評議会は、国会議員選挙の結果に関する不服申立の受領から 30 日以内に、不服申立を検討・解決する責任を有する。

選挙委員会は、人民評議会議員選挙の結果に関する不服申立の受領から 20 日以内に、不服申立を検討・解決する責任を有する。

3. 国家選挙評議会、選挙委員会による不服申立の解決に係る決定は、最終的決定とする。

第 88 条 国会議員・人民評議会議員当選者の資格の確認

1. 国家選挙評議会は、国会議員選挙総括結果、国会議員当選者に関する不服申立・告訴の解決結果に基づいて国会議員当選者の資格を確認し、当選者に新規国会議員の認定書を付与し、第 1 回会期において新期国会に国会議員資格確認結果について報告を行う。
2. 選挙委員会は、人民評議会議員選挙総括結果、人民評議会議員当選者に関する不服申立・告訴の解決結果に基づいて、担当人民評議会議員選挙の当選者の資格を確認し、当選者に新規人民評議会議員の認定書を付与し、第 1 回会期において新期人民評議会に人民評議会議員資格確認結果について報告を行う。

第九章

国会議員及び人民評議会議員の補充選挙

第 89 条 補充選挙

1. 任期中の国会議員補充選挙の実施は、残りの任期が 2 年以上あり、任期当初に選出された国会議員数の 10%以上が欠ける場合に限る。
2. 任期中の人民評議会議員補充選挙の実施は、残りの任期が 18 か月以上あり、以下のいずれの要件が満たされる場合に限る。
 - a) 人民評議会に、任期当初に選出された議員数の 3 分の 1 以上が欠けること
 - b) 行政単位の合併、分割、境界調整により新たに設立された行政単位において、人民評議会議員の数が地方政権組織法に定められる定員の 3 分の 2 を満たさないこと
3. 国会は、国会議員補充選挙の日を決定・発表する。国会常務委員は、省級人民評議会議員補充選挙の日を決定・発表する。省級人民評議会常任は、県級・村級人民評議会議員補充選挙の日を決定・発表する。
4. 補充選挙の実施日は日曜日で、又選挙日の遅くとも 30 日前までに公表されなければならない。

第 90 条 補充選挙の担当組織

1. 国会は、国会議員補充選挙の実施を担当する補充選挙評議会を設置する。補充選挙評議会は、議長、副議長、及び各議員として国会常務委員、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会及び他の関連機関・組織の代表である 5 名から 7 名の構成員から成る。

省級人民委員会は、補充選挙日の遅くとも 20 日前までに、同級の人民評議会常任・ベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、国会議員の補充選挙が必要となる選挙区において、小委員長、副委員長、及び各委員として地方政権及び当該地方のベトナム祖国戦線委員会の代表である 3 名から 5 名から成る補充選挙小委員会の設置を決定する。

2. 人民評議会議員の補充選挙の場合、人民委員会は、補充選挙日の遅くとも 20 日前までに、議員選挙が行われる人民評議会と同級の人民評議会常任・ベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、自己の級の人民評議会議員補充選挙の実施を担当する補充選挙委員会の設置を決定する。補充選挙日の遅くとも 15 日前までに、人民評議会議員補充選挙が行われる各選挙区において補充選挙小委員会を設置する。

補充選挙委員会は、委員長、副委員長、各委員として 3 名から 5 名の構成員から成る。補充選挙小委員会は、小委員長、副小委員長、各委員として国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織の代表である 3 名から 5 名の構成員から成る。

3. 村級人民委員会は、補充選挙日の遅くとも 15 日前までに、同級の人民評議会常任・ベトナム祖国戦線委員会常任委員会の同意を得た後、各投票地域において補充選挙組の設置を決

定する。構成員は、組長、秘書、及び各委員として地方の国家機関、政治組織、政治・社会組織、選挙人の代表である9名から10名である。

4. 補充選挙評議会、補充選挙委員会、補充選挙小委員会、補充選挙組の任務及び権限は、本法律の国家選挙評議会、選挙委員会、選挙小委員会、選挙組について定める規定が適用される。

第91条 補充選挙の選挙人名簿

補充選挙の選挙人名簿は、村級人民委員会が本法律第4章の定めるところにより作成する。当該名簿は、補充選挙日の遅くとも15日前までに公表されなければならない。

第92条 補充選挙における立候補及び協議、候補者の推薦

1. 補充選挙における立候補、国会議員・人民評議会議員の立候補書類については、本法律第5章1節の規定が適用される。

補充選挙において国会議員、人民評議会議員に立候補する公民は、補充選挙日の遅くとも18日前までに立候補書類を提出しなければならない。

2. 補充選挙における協議、候補者の推薦、国会議員・人民評議会議員候補者名簿の作成は、国会常務委員会が定める規定に従って行われ、補充選挙日の遅くとも12日前までに完成しなければならない。

3. 国会議員・人民評議会議員候補者の正式名簿は、補充選挙日の遅くとも10日前までに公表されなければならない。

第93条 補充選挙の実施及び結果認定の手順

補充選挙の投票方法、実施及び結果認定の手順には、本法律の第7章、第8章の定めが適用される。

第94条 補充選挙に関する不服申立又は告訴、建議

補充選挙に関する不服申立・告訴、建議及びその解決について、本法律の相当する規定が適用される。

第十章

選挙に関する法律規定違反に対する処理及び施行条項

第95条 違反に対する処理

公民の選挙・被選挙を妨げるため、騙し、買収又は強制的な方法を用いる者、選挙運動に関する規定に違反する者、選挙業務担当者であるにも関わらず、書類・票の詐欺又は他の方法を用いて、選挙結果を不正確にする者、他の選挙に関する法律規定に違反する者は、違反の性質・程度に応じて、紀律処分、行政違反処罰又は刑事責任を追及される。

第96条 乗り換え規定

国会決議 26/2008/QH12 号、国会常務委員決議 724/2009/UBTVQH12 号、同決議 725/2009/UBTVQH12 号に基づく、県・郡・区人民評議会を設置しない試験的实施地の県・郡・区において選挙を実施する際に、省級人民評議会常任は、省級人民評議会の提議を前提とし、関連する県・郡・区の意見を参考にしつつ、本法律第4条、第9条、第51条が定める県・郡・区の任務及び権限を遂行する。

第97条 施行効力

1. 本法律は、2015年9月1日から有効となる。
2. 法律 31/2001/QH10 号、法律 63/2010/QH12 号により改正された 1997 年制定の国会議員法、法律 63/2010/QH12 号により改正された法律 12/2003/QH11 号の人民評議会議員選挙法は、本法律が有効となる日から失効する。

第98条 詳細規定及び施行ガイドライン

1. 国会常務委員会は、本法律に委任される条項について詳細規定を定める。
2. 国家選挙評議会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会主席団は、自らの任務及び権限の範囲内において、本法律の施行についてガイドラインを示す。

本法律は、ベトナム社会主義共和国の第13期国会第9会期により2015年6月25日に可決された。

国会議長

グエン・シン・フン